令和８年度障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱

令和８年７月 30 日付８福祉障療第 391 号

（通則）

第１条　東京都（以下「都」という。）は、障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業について、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この要綱は、令和６年２月 19 日付５福祉障施第 1885 号「障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、障害児通所支援事業所等が行う性被害防止対策に対し、必要な費用を予算の範囲内において補助し、もって事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

（補助対象事業所）

第３条　この補助金の交付は、東京都知事（以下「知事」という。）が実施要綱第４条に定義する施設に対し行うものとし、事業の対象となる事業所は別表１のとおりとする。

（補助対象）

第４条　補助金の交付対象となる経費は、補助事業を実施するために必要な経費で、補助基準額、補助率及び対象経費については、別表２のとおりとする。

（暴力団の排除）

第５条　次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

一　暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二　法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

（交付額の算定）

第６条　補助金の交付額は、対象となる事業所ごとに、別表に定める補助基準額と、第４条の規定による補助対象経費として事業所が支出した額から寄附金その他の収入額を控除した額とを各々比較して各々いずれか少ない額を選定し、これに別表に定める補助率を各々に乗じて得た額の合計額を都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、合計前の算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　申請者は、交付申請書（別記第１号様式）に関係書類を添えて、別に指定する期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）
第８条　知事は、第７条の規定による交付申請があった事業について適当と認める場合は、第 10 条の条件を付して補助金の交付を決定し、通知するものとする。

（変更交付申請）
第９条　この補助金の交付の決定後の事情変更により、申請内容を変更しようとする補助事業者は、第７条に定める手続きに準じるものとする。
２　前項の規定に基づく申請は、変更交付申請書（別記第２号様式）により行うものとする。

（補助条件）
第 10 条　補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記の補助条件を付するものとする。

（実績報告書の提出）
第 11 条　補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（別記第３号様式）を別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）
第 12 条　知事は、前条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）
第 13 条　補助対象事業者は、補助金を請求するときは、請求書（別記第４号様式）に関係書類を添えて知事に提出して行うものとする。

（事業完了後の調査等）
第 14 条　補助対象事業者は、補助事業の完了後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼に協力するものとする。

附　則（令和８年７月 30 日付８福祉障療第 391 号）
この要綱は、令和８年４月１日から適用する。

別記　補助条件

1　事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、補助事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2　承認事項

次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、補助事業者はあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（1）又は（2）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

（1）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2）事業の内容を変更しようとするとき。

（3）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3　補助事業の完了時期

補助事業は、当該年度末日までに完了しなければならない。

4　事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5　補助事業の遂行命令

（1）第 11 条の規定による報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

（2）補助事業者が、（1）の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

6　是正のための措置

（1）知事は、第 12 条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることがある。

（2）第 11 条の規定による実績報告は、（1）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

7　決定の取消し

（1）知事は、補助事業者が次のアからカまでのいずれかに該当したときは、補助金

の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

エ　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産等について、補助事業者が 13 の規定に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。

オ　交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

（２）（１）の規定は、第 12 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

8　補助金の返還

（１）　知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（２）　第 12 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

9　違約加算金及び延滞金

（１）補助事業者は、７の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が２回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次にさかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（２）補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

10　他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

11　財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

12　財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が知事の承認を受けて 11 の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

13　財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

14　補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後５年間保存しておかなければならない。

15　帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

16　消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額０円の場合も含む。）は、別記第５号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

17　寄付金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

18　補助事業者の責務

補助事業者は、実施要綱第１条に定める事業目的の達成に向けて、実施要綱第３条に定める事項について誠実に取り組む責務を有するものとする。

また、本事業に関する報告書等、事業の円滑な実施に向けて知事が必要と認める資料の提供等については、知事が指定する期日までに遅滞なく提出しなければならない。

19　他の補助金との重複禁止

この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。ただし、本事業の事業所負担を軽減する目的で、区市町村が実施する補助事業から交付された補助金に限り、第７条に定めるその他の収入額に含めなくて良いものとする。

20　区市町村に関する補助条件

区市町村が補助事業者である場合、以下の事項を追加する。

（１）11 の規定中「30 万円」とあるのは、50 万円と読み替える。

（２）14 の規定による調書の作成に関し、国庫補助金については、知事が別途通知する様式をあわせて作成し、これを事業完了後５年間保存しておかなければならない。

21　その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。

別表１（第３条関係）

区分	施設種別
1.　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の２の２に基づく次の施設等	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援
2.　児童福祉法第７条に基づく次の施設等	児童発達支援センター 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設

※ただし、児童相談所を設置する区及び八王子市が所管する施設を除く。

別表２（第４条関係）

１事業名	２対象施設	３補助基準額	４対象経費	５補助率
障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター	１施設（事業所）当たり 100 千円	障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料等）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金及び交付金	３／４